

(様式第1号)
※ 同一世帯で3人以上子どもを養育している方または村外在住の子どもがいる方は提出してください

保育料の多子軽減に係る届出書

年 月 日

西原村長 様

保護者	住所	阿蘇郡西原村大字		
	フリガナ		連絡先	
	保護者氏名			
3 子 目 以 降 入 所 児 童	氏 名	生 年 月 日	園 名	
		年 月 日		
	年 月 日			

※ 保育の利用開始日の属する年度初日現在、保護者の子どものうち入園児童を除いた子どもをすべて記入してください。(就学等のため別居し、保護者と生計を一にする子どもを含み、婚姻等により独立した子どもを除く。)

※ 出生順に記載し、続柄は入園児童からみた続柄を記入してください。

氏 名	続柄	令和7年4月2日現在の年齢	生 年 月 日	同居・別居の別	監護の有無
		歳	年 月 日	同 ・ 別	有 ・ 無
		歳	年 月 日	同 ・ 別	有 ・ 無
		歳	年 月 日	同 ・ 別	有 ・ 無
		歳	年 月 日	同 ・ 別	有 ・ 無
		歳	年 月 日	同 ・ 別	有 ・ 無

監護（生計同一）に係る申立【監護する子どもが別居している場合に記入してください。】

別居理由	
監護（生計同一）の事実	ア. 毎月金品を仕送りしている（月 円） イ. 毎月ではないが金品を仕送りしている。（月 円） ウ. 金品の仕送りはしていないが、子どもに対する監督・保護はおこなっている。 エ. 子どもは就業しており自活できる収入を得ているが監督・保護はおこなっている。 オ. 日常生活について指示、連絡をおこなっている。 カ. 休暇等には帰省している。 キ. 別居の理由が消滅したときは、再び起居をとにもにする。 ク. その他（ ）

※添付書類

監護する子どもが別居している場合は、別居する子どもの世帯全員の住民票や仕送り明細、扶養に入っていることがわかる保険証など監護事実を確認できる書類を提出してください

《注意事項》

- 入園児童の兄・姉にあたる子どもが死亡または婚姻等のため別世帯を構成したことにより、保育料の多子軽減の適用除外となる場合があります。
- 世帯の構成等に変更があった場合、速やかに住民福祉課へご連絡ください。
- 世帯の所得状況により、届出を提出されても保育料減免の対象とならない場合があります。

※ 同一世帯で3人以上子どもを養育している方または村外在住の子どもがいる方は提出してください

保育料の多子軽減に係る届出書

年 届出日を記入

西原村長 様

保護者	住 所	阿蘇郡西原村大字 小森3259		
	フリガナ	ニシハラ タロウ		連 絡 先
	保護者氏名	西原 太郎		096-279-3111
3 子 目 以 降 入	氏 名	生 年 月 日	園 名	
	西原 四郎	令和元年9月20日	〇〇保育園	
	西原 五郎	令和2年5月17日	〇〇保育園	

※ 保育の利用開始日の属する年度初日現在、保護者の子どものうち入園児童を除いた子どもをすべて記入してください。(就学等のため別居し、保護者と生計を一にする子どもを含み、婚姻等により独立した子どもを除く。)

※ 出生順に記載し、続柄は入園児童からみた続柄を記入してください。

氏 名	続柄	令和7年4月2日現在の年齢	生 年 月 日	同居・別居の別	監護の有無
西原 花子	長女	20 歳	平成17年4月27日	同 ・ ☒ 別	☒ 有 ・ 無
西原 一郎	長男	16 歳	平成21年11月19日	☒ 同 ・ 別	☒ 有 ・ 無
西原 次郎	二男	8 歳	平成29年3月8日	☒ 同 ・ 別	☒ 有 ・ 無
		歳	年 月 日	同 ・ 別	有 ・ 無
		歳	年 月 日	同 ・ 別	有 ・ 無

監護（生計同一）に係る申立【監護する子どもが別居している場合に記入してください。】

別居理由	〇〇県にある△△大学へ進学しているため
監護（生計同一）の事実	☒ ア 毎月金品を仕送りしている（月 10万円） イ 毎月ではないが金品を仕送りしている。（月 円） ウ 金品の仕送りはしていないが、子どもに対する監督・保護はおこなっている。 エ 子どもは就業しており自活できる収入を得ているが監督・保護はおこなっている。 ☒ オ 日常生活について指示、連絡をおこなっている。 カ 休暇等には帰省している。 キ 別居の理由が消滅したときは、再び起居をともにする。 ク その他（ ）

※添付書類

監護する子どもが別居している場合は、別居する子どもの世帯全員の住民票や仕送り明細、扶養に入っていることがわかる保険証など監護事実を確認できる書類を提出してください

《注意事項》

- 入園児童の兄・姉にあたる子どもが死亡または婚姻等のため別世帯を構成したことにより、保育料の多子軽減の適用除外となる場合があります。
- 世帯の構成等に変更があった場合、速やかに住民福祉課へご連絡ください。
- 世帯の所得状況により、届出を提出されても保育料減免の対象とならない場合があります。